12　工事監視官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄工事に係る土木工事の適正な施工の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。
二　適正な工期の設定に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。
13　施工自動化企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄事業の施工方法（二以上の部局に共通するものに限る）に関する事務のうち自動化に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
二　建設工事用機械に係る建設技術に関する事務のうち自動化に関する特定事項についての指導及び普及に関すること。
14　情報技術企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄事業に係る情報通信に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。
15　二　（略）
16・（略）
（交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官）
第十八条　共生社会政策課に、交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官一人を置く。
2～4　（略）
（調整室及び広域制度企画室並びに二地域居住政策推進官）
第三十九条　地方政策課に、調整室及び広域制度企画室並びに二地域居住政策推進官一人を置く。
2　調整室は、国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整に関する事務をつかさどる。
3　調整室に、室長を置く。
4　広域制度企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　東北地方その他の各地方の整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
二　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の施行に関すること（都市局及び港湾局並びに二地域居住政策推進官の所掌に属するものを除く。）。
5　広域制度企画室に、室長を置く。
6　二地域居住政策推進官は、命を受けて、特定居住（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第二条第一項第一号ハに規定する特定居住をいう。）の推進その他の地方の振興に関する総合的な政策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（都市環境推進官）
第四十五条　都市環境課に、都市環境推進官一人を置く。
2　都市環境推進官は、命を受けて、都市環境課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

12　工事監視官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄工事に係る土木工事の適正な施工の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。
二　適正な工期の設定に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。
（新設）
13　情報技術企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄事業に係る情報通信に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。
14・15　二　（略）
（略）
（交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官）
第十八条　バリアフリー政策課に、交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官一人を置く。
2～4　（略）
（広域制度企画室及び調整室並びに地域づくり活動推進官）
第三十九条　地方政策課に、広域制度企画室及び調整室並びに地域づくり活動推進官一人を置く。
2　広域制度企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　東北地方その他の各地方の整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
二　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の施行に関すること（都市局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。
3　広域制度企画室に、室長を置く。
4　調整室は、国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整に関する事務をつかさどる。
5　調整室に、室長を置く。
6　地域づくり活動推進官は、命を受けて、地方政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。
（新設）